

請負工事品質管理基準改正資料

令和 7 年 10 月

名古屋市緑政土木局

請負工事品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
既製杭工	材料	必須	外観検査 (鋼管杭(鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む)・コンクリート杭・H鋼杭)	目視	目視により使用上有害な欠陥(鋼管杭は変形など、コンクリート杭はひび割れや損傷など)がないこと。	設計図書による。		○
	施工	必修	外観検査 (鋼管杭(鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む))	JIS A 5525	【円周溶接部の目違い】 ・外径700mm未満：許容値2mm以下 ・外径700mm以上1016mm以下：許容値3mm以下 ・外径1016mmを超え2000mm以下：許容値4mm以下		・外径700mm未満：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を2mm× π 以下とする。 ・外径700mm以上1016mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を3mm× π 以下とする。 ・外径1016mmを超え2000mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を4mm× π 以下とする。	
			鋼管杭(鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む)・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接浸透深傷試験 (溶剤除去性染色浸透探傷試験)	JIS Z 2343－1～6	割れ及び有害な欠陥がないこと。	・原則として全溶接箇所で行う。 ただし、施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は監督員との協議により、現場状況に応じた数量とすることができる。 なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 2343-1～6により定められた認定技術者が行うものとする。 ・試験箇所は杭の全周とする。	注 鋼矢板の溶接は、本試験項目を適用するとともに、目視検査を併用すること。	
			鋼管杭(鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む)・H鋼杭の現場溶接放射線透過試験	JIS Z 3104	JIS Z 3104の1類から3類であること。	・原則として溶接20ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。 なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。 (20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。)		
		その他	鋼管杭(鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む)の現場溶接超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060の1類から3類であること。	・原則として溶接20ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。 なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から深傷し、その探傷長は30cm/1方向とする。 (20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。)	中掘り杭工法等で、放射線透過試験が不可能な場合は、放射線透過試験に替えて超音波深傷試験とすることができる。	
			鋼管杭(鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む)・コンクリート杭(根固め)水セメント比試験	比重の測定による水セメント比の推定	設計図書による。 また、設計図書に記載されていない場合は60%～70% (中掘り杭工法)、60% (プレボーリング杭工法及び鋼管ソイルセメント杭工法)とする。	・試料の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。		
			鋼管杭(鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む)・コンクリート杭(根固め)セメントミルクの圧縮強度試験	セメントミルク工法に用いる根固め液及びくい周固定液の圧縮強度試験 JIS A 1108	設計図書による。	・供試体の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とすることが多い。 なお、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成したφ5×10cmの円柱供試体によって求めるものとする。	参考値：20N/mm ²	

請負工事品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
アスファルト舗装(再生アスファルト舗装含む) (注) アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については、種別の「材料」、「プラント」に係る品質試験を省略できるものとする。	プラント	必須	配合試験及び試験練り	加熱骨材ふるい分け試験 アスファルト抽出試験 マーシャル安定度試験 密度試験・空隙率試験 飽和度試験・フロー値試験・プラント温度管理・混合時間など	設計図書及び室内配合試験による。	施工前及び材料変更時 ※試験練り時においては、マーシャル試験及び密度試験は、公的機関等による品質試験の対象とする。	・使用量が50t未満の場合は、使用実績のある試験成績表の提出に代えることができるものとする。	
			粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 A003 [2]－16	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度 再生アスの場合 2.36mm：±15%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧 表-2.9.5による。	定期的または随時 印字記録の場合：全数 または、抽出・ふるい分け試験 1～2 回/日	・使用量が50t未満の場合は、省略できるものとする。	○
			粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 A003 [2]－16	75μmふるい：±5%以内基準粒度 再生アスの場合 75μm：±6%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧 表-2.9.5による。	定期的または随時 印字記録の場合：全数 または、抽出・ふるい分け試験 1～2 回/日	・使用量が50t未満の場合は、省略できるものとする。	○
			アスファルト量	舗装調査・試験法便覧 G028	アスファルト量：±0.9%以内 再アス処理の場合 アスファルト量：1.2%以内印字記録による場合は、再生舗装技術指針表-8.10による。	定期的または随時 印字記録の場合：全数 または、抽出・ふるい分け試験 1～2 回/日	・使用量が50t未満の場合は、省略できるものとする。	○
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 G028 [4]－318	アスファルト量：±0.9%以内	定期的または随時 印字記録の場合：全数 または、抽出・ふるい分け試験 1～2 回/日	・使用量が50t未満の場合は、省略できるものとする。	○
			温度測定（アスファルト・骨材・混合物）	JIS Z 8710 温度計による。	配合設計で決定した混合温度	随時	・使用量が50t未満の場合は、省略できるものとする。	○
			マーシャル安定度試験	舗装調査・試験法便覧 B001	設計図書による。	施工前及び材料変更時	・使用量が50t未満の場合は、使用実績のある試験成績表の提出に代えることができるものとする。	
			基準密度試験	舗装調査・試験法便覧 B008		施工前及び材料変更時	・使用量が50t未満の場合は、使用実績のある試験成績表の提出に代えることができるものとする。	
		その他	動的安定度試験	舗装調査・試験法便覧 B003 [3]－44	設計図書による。	施工前（試験練り時）及び250 tにつき1回 例 50t～250t未満 施工前のみ実施 250t～500t未満 施工前＋1回 500t～750t未満 施工前＋2回 ※公的機関等による品質試験の対象とする。	・使用量が50t未満の場合は、使用実績のある試験成績表の提出に代えることができるものとする。 アスファルト混合物の耐流離性の確認	
			水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 B004 [3]－65	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 B002 [3]－18	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐磨耗性の確認	○